

聖学院大学後援会会則

第1章 名称、事務所、目的及び事業

〔名 称〕

第1条 本会を「聖学院大学後援会」と称する。

〔事務所〕

第2条 本会の事務所を聖学院大学（以下「大学」という）事務局内に置く。

〔目 的〕

第3条 本会は大学の教育方針に基づく教育および学術研究の目的達成に寄与し、大学と家庭と相互に密接な連絡をとり、在学生の幸福を増進し、併せて会員の修養と交流を図ることを目的とする。

〔事 業〕

第4条 本会の目的を達するため、会員の総意によって各種の事業を行う。

第2章 会 員

〔会 員〕

第5条 本会の会員は以下の通りとする。

- 1) 大学の在学生の父母または保証人（父母会員）
- 2) 大学院に在学する学生（大学院会員）
- 3) 大学の卒業生の父母等で本会の趣旨に賛同する者（賛助会員）
- 4) 大学に在職する教職員（教職員会員）
- 5) その他大学の趣旨に賛同する個人、法人等（特別会員）

第3章 総会及び理事役員会

〔理事役員会〕

第6条 本会の会員に次の理事及び役員を置く。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 副会長 若干名
 - 3) 書 記 若干名
 - 4) 会 計 若干名（内、大学教職員より1名）
 - 5) 委 員
 - 6) 理 事
- 2 会長、副会長、書記、会計は役員より互選する。
 - 3 会長は、本会を代表して大学学長と相談の上会務を総理し、総会および理事役員会の議長となる。会長に事故あるときは副会長が会長の職務を代行する。
 - 4 理事は教職員会員、賛助会員より会長が委嘱する。
 - 5 理事役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

〔役員会の職務〕

第7条 理事役員会は第4条に定める事業計画の立案、実施、決算、予算の作成、会費の徴収、諸帳簿の管理、事業報告のための会報の発行を行う。

- 2 会計監査2名は、役員以外より会長がこれを委嘱し、総会の承認を得るものとする。

〔名誉会長、相談役及びASF総幹事〕

第8条 本会に名誉会長、相談役およびASF総幹事をおく。

- 1) 名誉会長には聖学院大学元学長を推挙する。
- 2) 相談役は理事役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 3) ASF総幹事には学校法人聖学院ASF総幹事を推挙する。

〔総 会〕

第9条 定期総会は、年度の始めに開催し、事業報告、事業計画の承認、決算、予算および理事役員の承認を行う。

- 2 総会は会員の三分の一以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 3 理事役員会が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。

第4章 会費及び会計

〔入会金及び会費〕

第10条 父母会員は学生の入学時に入会金 50,000 円を納入するものとする。ただし、外国人留学生を除く。

2 父母会員の会費は学生一人につき年額 24,000 円とする。

3 賛助会員の会費は会員一人につき年額 2,000 円とする。ただし、1 万円を一括納入したときの有効期間は 6 年間とする。また、賛助会員が役員あるいは理事に就任した場合、その在任期間の会費は年額 5,000 円とする。

4 大学院会員、教職員会員及びその他個人、法人等特別会員の会費については別に定める。

〔会計〕

第11条 会計はそれに関する事務を大学事務局に委嘱することができる。

〔会計年度〕

第12条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第5章 雑則

〔慶弔見舞規程〕

第13条 慶弔見舞規程については別に定める。

〔会則変更〕

第14条 本会則の変更は、総会の議決によって行う。

〔附 則〕

1. 本会則は、1994 年 4 月 2 日から施行する。

ただし、入会金及び会費については第 10 条の規定に関わらず 1995 年度より適用する。

2. 本会則制定により「聖学院大学聖信会会則」は廃止する。

〔附 則〕

本会則の一部改正は、1995 年 4 月 3 日から施行する。

〔附 則〕

本会則の一部改正は、1996 年 4 月 2 日から施行する。

〔附 則〕

本会則の一部改正は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

〔附 則〕

本会則の一部改正は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

〔附 則〕

本会則の一部改正は、2016 年 5 月 14 日から施行し、2016 年 4 月 1 日から適用する。

慶弔見舞規程

I. 慶 事

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 教職員の結婚 | 10,000 円 |
| 2. 教職員の表彰その他（出産等） | 10,000 円 |

II. 弔 事

A. 会員の場合

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 本人の死亡 | 20,000 円 |
| 2. 配偶者の死亡 | 20,000 円 |

B. 学生の場合

- | | |
|----------|----------|
| 1. 本人の死亡 | 20,000 円 |
|----------|----------|

III. 見 舞

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1. 教職員の病気欠勤（15 日以上欠勤した場合） | 10,000 円 |
| 2. 教職員の火災その他被害 | 10,000 円 |

IV. その他

上記の他は、役員会において考慮する。